

決 定 書

申立人 X 1

被申立人 麒麟麦酒株式会社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立人 X 1 (以下「申立人」という。)は、平成14年2月18日、麒麟麦酒株式会社(以下「会社」という。)を被申立人とし、以下の救済内容を求め、当委員会に本件を申し立てた。

会社は、①埼玉県地方労働委員会平成10年(不)第5号麒麟麦酒不当労働行為救済申立事件(以下「埼玉地労委事件」という。)において、10年6月10日から13年2月16日までの間、無権代理人ら、補佐人らをして記載させ、同委員会に提出させた委任状及び答弁書等並びに無権代理人らにより行われた救済申立てを棄却する趣旨の主張及び立証等の一切を撤回すること、②埼玉地労委事件の申立て等を理由として、救済内容の実現を阻害する意図をもって、今後、反組合的な一切の不利益な取扱いをしないこと。

2 申立人の申立書における主張は、大要以下のとおりである。

埼玉地労委事件において、会社は、意図的に委任状及び答弁書中に代表取締役の記名捺印しか行わず、被申立人本人の名義を記名し、捺印することを拒否した。このことは、かかる手続が違法・無効なものであることを知りながら、救済を遅延させ、又は救済手続を不安定にさせる目的で行ったものである。

3 以上の申立人の主張は、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていたため、当委員会は、14年7月16日、第1326回公益委員会議において、申立ての補正を求めることを決定し、同日付文書で同人に通知した。

4 申立書の内容を補充するとともに14年8月30日付書面における申立人の主張は、大要以下のとおりである。

埼玉地労委事件において、会社は、同委員会に提出された委任状が偽造であること、同じく提出された答弁書、準備書面等が被申立人代理人名義又は被申立人代表取締役名義を冒用し、印章を無断使用して作成・行使されたものであること、また、その内容が虚偽であること、虚偽の文書が真正に作成されたものであると

偽って書証として同委員会に提出されたことなどを知らず放置・黙認する等して、申立人の救済を受ける権利を侵害した。

- 5 以上の申立人の主張によっても、同人の主張する事実は、労働組合法第7条各号所定の不当労働行為を構成する具体的事実に該当せず、したがって、本件申立書は、「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠くものであって、申立ての内容が補正されたものとは認められない。
- 6 よって、本件申立ては、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠き、その補正がなされないものであるから、同規則第34条第1項第1号を適用して主文のとおり決定する。

平成14年11月19日

東京都地方労働委員会  
会長 藤田耕三